

ピカラメールプラン契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="498 562 934 596">ピカラメールプラン契約約款</p> <p data-bbox="596 1373 834 1407"><u>2022年4月1日</u></p> <p data-bbox="575 1520 854 1554">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1745 562 2181 596">ピカラメールプラン契約約款</p> <p data-bbox="1843 1373 2080 1407"><u>2024年8月1日</u></p> <p data-bbox="1822 1520 2101 1554">株式会社 STNet</p>	

ピカラメールプラン契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p><b>第2章 契約</b> (ピカラメールプラン申込みの承諾)</p> <p><b>第7条</b> ピカラメールプラン契約は、本サービス申込みに対して当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 本サービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。</p> <p>(2) 申込者が本サービスの料金その他の債務について支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(3) 申込者が本サービス以外の当社の提供するいずれかのサービスの提供停止を受けている、又は当社が行ういずれかのサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。</p> <p>(5) 第13条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。</p>	<p><b>第2章 契約</b> (ピカラメールプラン申込みの承諾)</p> <p><b>第7条</b> ピカラメールプラン契約は、本サービス申込みに対して当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 本サービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。</p> <p>(2) 申込者が本サービスの料金その他の債務について支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(3) 申込者が本サービス以外の当社の提供するいずれかのサービスの提供停止を受けている、又は当社が行ういずれかのサービスに係る契約の解約を受けたことがあるとき。</p> <p>(4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。</p> <p>(5) 第13条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。</p>	

ピカラメールプラン契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p><b>第4章 付加機能の提供等</b> (付加機能の提供)</p> <p><b>第14条</b> 当社は、本サービス契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。</p> <p>(1) 付加機能の提供を請求した契約者が、本サービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 付加機能の提供を請求した契約者が第20条(提供停止)の規定により本サービスの利用停止をされている、又は当社が行ういずれかのサービスに係る契約の<u>解除</u>を受けたことがあるとき。</p>	<p><b>第4章 付加機能の提供等</b> (付加機能の提供)</p> <p><b>第14条</b> 当社は、本サービス契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。</p> <p>(1) 付加機能の提供を請求した契約者が、本サービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 付加機能の提供を請求した契約者が第20条(提供停止)の規定により本サービスの利用停止をされている、又は当社が行ういずれかのサービスに係る契約の<u>解約</u>を受けたことがあるとき。</p>	

ピカラメールプラン契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>第10章 雑則 (反社会的勢力の排除) 第37条 4 当社は、申込者または契約者が本条第1項各号のいずれかに該当することもしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解除することが出来るものとします。</p>	<p>第10章 雑則 (反社会的勢力の排除) 第37条 4 当社は、申込者または契約者が本条第1項各号のいずれかに該当することもしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解約することが出来るものとします。</p>	

ピカラメールプラン契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																								
<p>料金表 第2表 事務手数料等 1 適用 手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="151 396 1276 638"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事務手数料等に係る料金の適用</td> <td>ア ピカラメールプラン契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等</td> <td>ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (1) 契約事務手続きに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="151 747 1276 888"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約等事務手数料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>1,000 円 (1,100 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社の判断により、契約事務に係る手数料をいただかない場合があります。</p>	区 分	内 容	(1) 事務手数料等に係る料金の適用	ア ピカラメールプラン契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。	(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。	種 別	単 位	料金額 (税込価格)	契約等事務手数料	1 契約ごとに	1,000 円 (1,100 円)	<p>料金表 第2表 事務手数料等 1 適用 手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1397 396 2522 638"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事務手数料等に係る料金の適用</td> <td>ア ピカラメールプラン契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 事務手数料等の減免</td> <td>ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金を減免することがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (1) 契約事務手続きに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1397 747 2522 888"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約等事務手数料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>1,000 円 (1,100 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社の判断により、契約事務に係る手数料を減免する場合があります。</p>	区 分	内 容	(1) 事務手数料等に係る料金の適用	ア ピカラメールプラン契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。	(2) 事務手数料等の減免	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金を減免することがあります。	種 別	単 位	料金額 (税込価格)	契約等事務手数料	1 契約ごとに	1,000 円 (1,100 円)	
区 分	内 容																									
(1) 事務手数料等に係る料金の適用	ア ピカラメールプラン契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。																									
(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。																									
種 別	単 位	料金額 (税込価格)																								
契約等事務手数料	1 契約ごとに	1,000 円 (1,100 円)																								
区 分	内 容																									
(1) 事務手数料等に係る料金の適用	ア ピカラメールプラン契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。																									
(2) 事務手数料等の減免	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金を減免することがあります。																									
種 別	単 位	料金額 (税込価格)																								
契約等事務手数料	1 契約ごとに	1,000 円 (1,100 円)																								

ピカラメールプラン契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2024年8月1日から実施します。</p>	